

7 輸 国 第 1241 号
7 水 漁 第 574 号
令 和 7 年 7 月 1 日

都道府県知事
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
水 産 庁 長 官
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

中華人民共和国向けに輸出する水産物については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定」（令和2年4月1日財務大臣・厚労大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、令和5年8月のALPS処理水の海洋放出に伴い停止されていた日本産水産物の中国向け輸出に関して、日中当局間で輸出再開のために必要な技術的要件に合意したこと等を踏まえ、下記のとおり取扱要綱の改正を行いますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1 改正の概要

（1）衛生証明書関係

衛生証明書様式が改訂されたことに伴い、その発行申請書における申告事項等に変更を行った。

また、衛生証明書の発行要件に、原子力災害対策特別措置法による出荷制限の対象地域及び魚種並びに避難指示の対象地域で生産等された水産物でないことを追加した。

(2) その他

その他、実状等を踏まえ所要の改正を行った。

2 運用上の注意

本日より施行されるものであるが、改正後の取扱要綱に基づく衛生証明書の発行対象は、輸出再開に向けた中国側の再登録手続きが完了した認定施設由来であって、同再登録完了日以降に水揚げされた活水産物であることに留意されたい。なお、中国側の手続きが完了した認定施設については、農林水産省のホームページに掲載予定である。